障害児通所給付費支給変更決定通知書兼

（様式例第７号）

１）

利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（例）

文書番号

 〒　　　-

 ○市（町・村）

 ○○ ○○ 様

平成 年 月 日

印

 ○○市（町村）長

　平成　　年　　月　　日に申請のありました（障害児通所給付費の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、児童福祉法第２１条の５の３及び第２１条の５の８の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番　　　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支給決定障害者（保護者）氏　名 |  |
| 変更年月日 |  | 支給決定に係る障害児氏名 |  |
| 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |  |

受給者証を○○市（町村）△△△△課に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

　　提出先　○○市（町村）△△△△課　住　　所　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　提出期限　平成　　年　　月　　日

不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に○○県知事に対し審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に○○市（町村）を被告として（訴訟において○○市（町村）を代表する者は○○市（町村）長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　 (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

　　　○○市（町村）△△△△課　　住 所　　　　　　　　　　　　　電話番号